

# 参議院内閣委員会会議録第四号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君

理事

委員

石原幹市郎君	大谷藤之助君	栗原祐幸君	鶴園哲夫君	山本伊三郎君
下村定君	小柳牧衡君	林田正治君	千葉信君	中村順造君
鬼木勝利君	松本治一郎君	小林篤一君	篠田健太郎君	中垣國男君
田中角榮君	綾部健太郎君	篠田弘作君	徳安実藏君	大平正芳君
運輸大臣	自治大臣	政府委員	総理府委員	法務大臣
宮内庁次長	皇室經濟主官	法務大臣官房司	法務大臣官房司	法務大臣官房司
小畑忠君	瓜生順良君	法務大臣官房司	法務大臣官房司	法務大臣官房司
廣瀬真一君	徳安実君	事務局側	事務局側	事務局側
伊藤清君		会専門員		会専門員

本日の会議に付した案件

○自治省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

法律案(内閣提出)

○運輸省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

法律案(内閣提出)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

法律案(内閣提出)

○外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

法律案(内閣提出)

○総理府設置法等の一部を改正する法律

案(内閣送付、予備審査)

法律案(内閣提出)

○委員長(村山道雄君) これより内閣

委員会を開会いたします。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の

審査は、都合により後日に譲ります。

な職員等を増員しようとするものであります。  
以上簡単であります。この法律案の提案の理由を御説明申し上げました。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

をもつて定められるもので、官内庁の経理に属する公金である。」

それから第三番目の新宮殿の建設予

この金額としては、御承知のように、現在内廷費のほうは五千八百万円とい

うふうに法律できめておりまます。宮廷

費のほうの予算は、三十八年度の予算

といたしまして、八億三千三百二十一

万というものが今度の国会に出でおりま

す。

それから第二の、この秩父、高松、

三笠の三家の皇族費以外の諸収入の金

額及び内訳、この点は、実を申します

と、ほんとうはこれは私経済のほうの

部分で、われわれのほうでは公金とし

て扱っているものではございませんの

で、これは、この詳細な点はわかりか

ねるわけであります。おおむねの

ところを聞きましたところをここに書

いてありますから、で、秩父宮として

は、ここに約二万四千五百平方メー

トル、坪にいたしまして約七千四百

万七千坪、三は新宮殿の建坪総数、約

一万二千八百平方メートル、これを坪

にしますると約三千九百坪、なお延坪

は、ここに約二万四千五百平方メー

トル、坪にいたしまして約七千四百

坪。四、新宮殿完成定期日、昭和四

十二年の三月ということになつております。

五、新宮殿建設予算総額、新宮

殿は、現在基本設計中であつて、その

経費総額を算定する段階に至つていな

いが、一応おおむね八十億円から九

億円の見込みと予想されます。

それからその次に、下総御料牧場のほうのことでありまして、光輪閣の関係はここに入つておません。と申しますのは、収入になつてない。結局あれは固定資産税、それからその土地の借り貸というようなものを光輪閣楽部が負担をして出しておりますけれども、高松宮さんのほうの収入には、御手元金となる公金ではなく、私の経理に属するものである。宮廷費は、皇室の公的的な地位並びに公的活動に必要な経費であり、毎年国の予算

された食物類の見積金額。バターハ九  
十三万二千六百円。鶏卵六十九万六百  
二十四円。肉類二百七万四百五円。ハ  
ム類五十八万八千三百二十円。カン詰  
類十万四千五百円。乳製品類百四十  
八万六千十七円。野菜類二十九万五千  
四十四円。合計で七百十六万七千百六  
十円。それらのうち、四、皇室用として  
供出される食物類の見積金額。バター  
六十五万百円。鶏卵二十九万五千二百  
六十円。肉類九十一万六千三百三十五  
円。ハム類二十六万八千七百五十円。  
カン詰類五万九千四百円。乳製品類七  
十八万三千五百円。野菜類十五万三百  
八十九円。合計三百十三万三千百三十  
九円。

その次に、沼津御用邸の最近五年間  
における使用回数という点でございま  
す。これは最近五年間では一回、昭和  
三十七年八月二日から七月まで、皇太  
子同妃両殿下、徳仁親王殿下御滞在  
で、これは浩宮さんが今後またこの夏  
もおいでになるというようなことも考  
えられておるようあります。が、こ  
れは将来のことになります。

六、新浜、埼玉両獵場の一年間の使  
用回数、新浜獵場は六回。埼玉獵場は  
七回。昭和三十六年十一月から三十七  
年三月まで。獵期がそういうことにな  
りますから。これは要するにカモ猟と  
してお客様を招いての使用の回数であります。よく新年のいろいろ公儀の前  
に、おいでになるお客様に出すためのカ  
モなんかを準備するために職員として  
いるのがござりますけれども、これは  
この回数には入っておりません。

七、皇居内勤労奉仕者の一年間にお  
ける男女別人員及びその団体名。一、  
昭和三十七年中の参加人員は、男では

三千二百八十六人。女二万一千七百十  
二人、合計二万四千九百九十八人、こ  
れは実人員であります。  
それから次は、昭和三十七年中の團  
体名、これを申しますと、区分して申  
し上げるとわかりやすいためにこうい  
うような表にいたしました。都市の婦  
人会、岐阜県美濃加茂市連合婦人会そ  
の外四十八団体、これはいろんな都市  
の婦人会で、加茂市なり何市なりとい  
うふうに変わるのでございます。  
その次は、農村の婦人会、福島県双  
葉郡浪江町婦人会外三百四十四団体。  
その次、漁村の婦人会、富山県氷見市  
東小学校下婦人会外五団体。その次、  
日赤奉仕団、長崎県松浦市日赤奉仕団  
外五十五団体。遺族会の関係で、新潟  
県三条市大島地区遺族会外十六団体。  
その他の団体を見ますると、都市部で  
大阪市鶴見区有志奉仕団外六十団体。  
農漁村部では、北海道上川支庁管内町  
村会奉仕団外百四十二団体、合計五百  
七十七団体でございます。  
それからその次の土木建築その他諸  
工事請負業者の選定方法ということに  
対しまして、競争入札にあっては、身  
分証明書、印鑑証明書、納税証明書、  
事業経歴書、会社定款、登記抄本、役  
員名簿及び建設業者登録証明を添付し  
た入札参加願いを提出させ、書類審査  
により入札参加を許可する。  
指名競争入札または随意契約の場合  
は、前記により入札参加を許可されな  
者のうちから参加者を選定する。入札  
の執行等については、予算決算及び手  
計令の規定による。これは普通の手続  
でいたしております。  
以上でございます。

○松本治一郎君　今説明された分は大体わかつておったんですが、けれどもわかつたようなわからないような気持を持つのです。それは私一人ばかりじゃないと思う。説明しにくい面があるのでないか、内々はね。かつての経理であつた芦田君が、皇室経済会議の際、私が、議長、道理が通っていないならないところでありますと、こう言つた。これが真相ですよ。別天地だと君は、松本君、ここは普通の道理の通りに思われるであります。去る一月二十一日の週刊新潮を読んでそれがはつきりわかるようになつたのであります。官内庁の小畠皇室経済主管と申しまして、この人は内廷費、宫廷費を預つている人だと聞いております。その発言の中に、内廷費、宫廷費の区別がわかれわれにも判然としない場合がある。むづかしい場合にはそのつど考えて処理している。そうして、皇室の生活費というのは、一応今申されたとおり、予算生活の建前であるけれども、政府の予算みたいに一度きまつたら動かないといふようなものではありません。ただ、両陛下、皇太子などの今までの慣習、実績の上から、何とかやめて使われてるのであって、一般家庭の家計のとおりにはなつていないのであります。表面は内廷費からとなつておますが、私もエチケットとして伺つたことがないし、内廷費、宫廷費、いずれとも判然としない場合が多いのでありますと語つている。この「むづかしい場合」というのはどういう場合でしょう。

○政府委員(小畠忠重) ただいま松本先生から、週刊新潮に載っている点につきましていろいろ御質疑がござりますと、週刊新潮は、一つの読み物としていろいろお聞きになりまして、傾向としまして、週刊物がいろいろな角度から取り扱われておりますと、非常に世間の誤解を招くというふうなことがありますけれども、そう言つたわけでもございませんが、全般のところから取り扱われておりますけれども、どうぞお聞きになりたかったのか、わかりませんけれども、そこで宮廷費、内廷費というようなものがどういうものであるかというふうなことを全く一般として説明いたしたわけでございませんけれども、そこでは、そういうふうな趣旨からいろいろその関係がお聞きになりたかったのか、それが、記事としてあがつております点は、そういうふうな趣旨からいろいろその他の部分を総合いたしまして、記事としております部 分のことにつきまして、こう言つては、どうも私といたしましても、その辺につきまして、十分先生の御指摘にお答えでききないような点がございますけれども、内廷費、宮廷費の区別につきましては、先ほど瓜生次長から御説明になりましたような趣旨で扱つてある次第でございます。

○松本治一郎君　その神宮に対して、内廷費の中から寄付されている……。  
○政府委員(瓜生順良君)　この神宮に對しましての皇室としてなさいます場合は、これは私的なもの、公的ではないということで内廷費から出されており、お祭のある場合のお供え分ですとか、それから特に造営なんかのようないい關係のときには、いろいろ一般に寄付金を募集される場合があります。そういう場合にも皇室からもある程度お出しになる。その金額はそう多いものじゃありません。と申しますのは、皇室の、他に贈賜される、贈られる金額というものは、年額三百七十万の範囲は、これは皇室關係としてできる。それをこした場合には国会の議決が必要となるということになっておりますから、その範囲内でなさる。いろいろな災害のお見舞もその範囲でなさいますし、そういう伊勢神宮の造営のような場合に、もし寄付される際も、そういう範囲内ではなさるわけであります。

○松本治一郎君　皇居内に神殿があつて、そこに十一名の掌典という者がいると聞いておりますが、その中の四人の内掌典とはどんなものですか。

○政府委員(瓜生順良君)　これは内廷の職員で、國家公務員じやございませんが、その内掌典、御婦人の掌典、婦人として神に仕えていろいろお祭の行事をされるという方が内掌典でござります。

○松本治一郎君　ほかに多數の婦人の職員がおられると聞いておるが、その

人と内掌典とはどんな関係ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 内掌典は、  
掌典という実際にお祭のほうの役をや  
られるわけですね。その人の身の回り  
を世話するとかそういう女中のような人  
がおります。そういうことでございま  
す。

を申し上げますと、大体まあ普通の公務員の給与のそれを見比べましてやつておられますから、三上さんが二万九千円、それから今大路フジさんが二万九千九百円、高谷朝子さんが二万五六百円、吉田寿子さんが一万九千四百円、そういうことでございます。

が、あそこで宮殿の工事が始まりますとできません。そこで、園遊会の会場にするとか、それから青山一丁目の角の所があります。今官舎があつたり、少しあき地になつておる所、これは外務省とか建設省、大蔵省、内閣、いろいろ打ち合せを昨年いたしましたが、その部分は国の迎賓館を作つたら

おりませんけれども、そう草ははえておりません。その中間の所が草がはえて、先生ごらんになつてもっときれいにしたらどうかというお考えのことがあつたかもしませんが、これはせつかり維持管理する以上は、もっときれいにするよう努めたいと思つております。

いい、お使いになる頻度は少ないけれども、ときどきお使いになるのだからそちらそのままにしておいていただいたほうがいいというような空気でございます。しばらくお使いにならなかつたのです。ですが、浩宮さんが海岸にお出になるのに、葉山の海岸は今非常に人が多いのです、東京に近いものですから。沼

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○政府委員(瓜生順良君) みこというのとびたり合うかどうか。よくみことは舞をしたりということがありますけれども、そんなようなものじやなくて、普通に言うみこと以たのよなこと

は、一生独身で通すところでありますか。  
○政府委員(瓜生順良君) 内掌典をしておられるときは独身であります。しかししながら、結婚してやめていかれる方ばかります。最近お吉昌してやうる

どうかという予定を考えておるくらいであります、十五万八千坪全部皇太子殿方が使っておられるというわけでなく、その中の一画でございます。

○松本治一郎君　さつき沼津の問題を説明されました。が、牛に一回しか使つていません。この敷地は四万七千坪ですね。瓜生次長は、第三十八国会で、國に返還することを考へてゐると、答弁

津のほうは離れておりますから、葉山ほどは人が密集していない。幾らかゆっくりされるというようなことで、沼津のほうで去年の夏は御両親の両殿下と一緒にわずか滞在されたのです

でありましょが、ぴたり同じものであるかどうか、みこについて詳しく研究しておりませんのでわかりませんが、一部似たようなものでありますようが、ぴたり同じとは言えないようです。

五年で二人ばかりですか、ずうっとさ  
かのばればもつとあります。  
○松本治一郎君 現在皇太子のいる赤  
坂御用地は、十五万八千坪の広大な土  
地の方があつて、最近入られた方もある  
ので、この点については、この四、

ほかの友き地は昔はうはどうとはえておるんですが、この間見ました。あれで もあけておかなければならぬのですか。國民は土地に困つておる。

されでいるんですね。どうでしょう  
一年一回ぐらいしか使わない土地を遊  
ばせておくということは、国家的に見  
てどうかと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 沼津の御用  
邸の四万六千四百坪ですか、この部分  
につきましては、だいぶ前にも国会で

が、今後はそういうような意味で今までほど使われないでいることはなくななるであろうと思います。地元の空気も

○松本治一郎君 年令と姓名を聞かしてもらうわけにはいきませんか。いかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) 赤坂御用地  
地が眠つておるのであります。國民は  
建てるに土地なく、住むに家ないとい  
う状態であるのに、これらのみじめな  
國民のことを考慮してもつと検討すべ  
き点がありやしないかと思ひますが、  
どうでしよう。

分は、そう草のぼらぼらはえておる部分はないとは申し上げられません。これは結局維持管理費が十分手が届かないでそういう部分もありますが、しかしながら、園遊会をやろうという池のある付近、これは一番広い部分ですから、この部分につきましては、寺町園

先生がおっしゃったような気持のこと  
を、表現は國に返すというような表現  
じやなかつたんですが、最近は使い  
になる度數が少ない、あまりお使いにな  
なつてない。その場合によつてはこ  
れをどうするかを検討するということ  
は、わざわざとして何もへらへらやって

とに考えたらどうかということがあれば、その場合にまた考へることはやぶさかではございません。

人です。これは、帰つて調べればわかるので、手元に――ここにあります。どうも失礼しました。ここにありましたから申し上げます。三下枝といふ方がおられます。この方は五十五才。それから今大路フジ、この方が六十一才。それから高谷朝子、この方が三十八才。それから吉田寿子、この方が三十七才でございます。

全体が今おっしゃった十五万八千坪でございますが、東宮御所としては、その全部ではございません。その一画が東宮御所でござります。その他の所はずっと庭園になっておりますが、あれは東宮御所でなくして、赤坂御用地と言つておりますが、この部分につきましては、場合によりますと、園遊会の会場なんかにすることもいいんじやないか。ことしの秋ぐらいはそこを一応考

会のほうの、主としてこれは大蔵委員会の方の意見でしたが、視察に来られて、三、四年前でしたが、これはきれいにしなければならぬ、予算をつけてきれいにしろ、そのきれいにするのが、すでに昨年くらいできれいになりました。これは先ほど申しましたが、このあき地で園遊会をやつたらどうかと申しております。

おります、というようなことを申し上げたことがあります、で、その場合にあすこの場所をどうするか、あすこの場所を何かより適当なことに使われる、それと別にどつかえ地のほうを考えるとか、交換のようなことを考えるとか、そういうようなことがござります。しかし、実際問題として、では沼津の御用邸を何に使う、こういうことに使いたいというような強い、ま

○政府委員(瓜生順良君) この高輪南町の御用邸の関係は、これは場所は先生も先日ごらんになりましたようだ。御存じのあそこでござりまするが、これはちょうど終戦のころ、終戦のちょっととしてからでございますが、昭和二十年の秋から東久邇盛厚さんと先生なくなられた成子さんと、その御家族のおいでになる場所がございません

どういうふうになつておりますか。

えております。と申しますのは、今まで皇居の広庭で園遊会がございました

の予定になつてゐる所は、石原のよう

た、適当ないろいろの御要望というのも出てハナハ。二のままにしておハ

両親の諒解せんもあそこお入りこ

なつたわけではございませんが、それにつきまして、東久邇さんからはいろいろな御希望を申しておられたのですが、その後あれを縁故払い下げにしてほよいというような希望を申しておられたのでござります。そういうこともございました。いつときはそれは下賜になつたようだとうかとおつたが、こしゃつておられたり、そこあたりはいろいろあります。縁故払い下げに希望は出ております。しかしながら、大蔵省といろいろ相談しましたが、この東久邇さんについて縁故払い下げをするのは無理だ、以前お住みになつておった市兵衛町のほうの屋敷の跡四千坪が故払い下げされておるのだから、さらには無理だというようなことで、そのままになつておつたのであります。ところが昭和三十七年の六月二十七日、去年の六月二十七日に東久邇稔彦氏が国を相手取つて東京地方裁判所に對して、皇室用財産であるその御用邸一萬一千九百七十余坪は自分のものだと思うということで、所有権の確認並びに所有権の移転登記を求め訴訟を起こして参りました。で、國におきましては、これに対し応訴することになりました。昭和三十七年の七月十九日に第一回の口頭弁論が開かれ、昨年中に五回の弁論が行なわれて、今年に入りましていふのであります。今年に入りましてのの確認並びに所有権の移転登記を求め訴訟を起こして参りました。で、國におきましては、これに対し応訴することになりました。裁判が今進行中でござります。裁判が今進行中でござります。裁判が今進行中でござります。

○松本治一郎君 ほかに聞きたいことはたくさんあるのですが、今調査中です、私のほうで、次回の委員会で質したいと思います。本日はこれで、○千葉信君 前回の委員会で私から求めた資料はまだ出していないようですが、どうしたのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この内に、費、皇族費の支出明細のことです。ござりますね。このことにつきましては、総務長官が来られて説明をされることがございますのですが、この間総務官がここにおられましたですね、私はそのときは別の委員会におりまして、こにおらなかつたのですけれども、その説明で御満足いただければわざわざと思うのでござりますけれども、いろいろ研究をいたしましたところが、法律的なこととして申し上げますと、この内廷費とか皇族費というのと、一ヶ月支出来されて陛下なり皇族さんのほうへ渡りますと、これは私経済になりまして、法律にもお手元金とし宮内庁の経理は公金に属しない、こういうふうになつておりますので、したがって、△計検査なんかの対象にも――ちょうどわれわれの俸給とか皆様方の歳費にして、ちょっと近いような、そういう形のものでございまして、この支出を一々明らかにするということはどうも筋合ひのないから見て感心しないということなんですがございまして、法制局のほうにも聞きましたらやはり私経済の自由というものがるので、その点はやはり皇室から一般の方も同じだからと思うからという御意見なんあります。その点は御了承願いたいと思います。

会のほうからその分類したものを作り出します。が、しかし、それが無理だということもあります。なると、一体何を根拠に内廷費だけか皇室費が高いとか安いとか、あるいは金額が少ないからもつとやさなければならぬとか、そういう審議をする対象がないことになってしまふと困りますがね。

○政府委員(瓜生順良君) このいろいろな審議の場合ですね、大体こういうふうにいうことにおなりになるだらうといふので、国会にかけて、たとえば物件費とか、人件費とかそういうふうに分けまして、予算の定額の基準というのを出したことがございます。これならば出すことができます。大まかなものでござりますけれども。そうすると、物件費のほうだと、それについて物価が上がっているから考へるとか、人件費のほうですと、人件費は一般公務員のほうも上がっているから、これも考へなければいかぬから、あそこも上がるだろうから考へよう、そういうように考へておるわけございまして、その大ワクのそういうものでござりますればこれは過去にも出してあります。ですからこれを御要望があればそれは作つてお出ししてもよろしくございります。

○千葉信君 そうしますと、私の要求したような、金額一円以上程度の経費については細目別に資料を提出しろと言いましたが、そういうこまかいものでなければ、提出できるということですね。

○政府委員(瓜生順良君) それは、予算の計算の基礎になるものでござります。ですから、あと何に使つた、何に

使ったという集めたもの、そこを調るということは、やはり私經濟の自己に立ち入り過ぎますが、大体の予算が、皇室經濟會議は速記録か何か残されておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 議事録といふのはござります。

○千葉信君 その議事録は出していただけますか。

○政府委員(瓜生順良君) これは總理大臣が議長をなさつております。ですから、宮内庁では事務的なお手伝いをしておりますけれども、一応議長の御意見を聞かないと、私限りでは申し上げかねます。

○千葉信君 そういう内廷費の関係も皇族費の関係についても、あまり明瞭なものはこの国会に提出できないということだし、おまけに今回の改定の根拠になった皇室經濟會議の議事録も出せるか出せないかわからぬといふ格好では、これではこの委員会として私はこれ以上ちょっと審議が進められないと思うのです。その理由といふのは、今ここに皇室經濟法によつて第四条の第四項に基づく報告書が来ておりましたが、この報告書の本来法律であります、その議決の内容を内閣を通じて国會に提出しなければならないことに

なっておりますね。ところが、その内容といふのを見ますと、皇室経済法第4条第一項の内廷費の定額を六千円、同法第六条第一項の定額を四百七十万円に変更することを必要と認める。これが内容だということにはならぬと私は思うのです。单なる、ほんとに結論だけです。少なくともこの法律のとおりに、変更の必要があつた場合には、その皇室経済会議の内容を、議事録ではなくとも、どういう理由で変更する必要を認めるに至つたか、重要な点だけでも、この法律の定めるところによると報告しなければならないはずです。ところが、結論だけがぽつんと出てきているのでは、変更しなければならないかどうかということについて、国会で審議をする根拠がこの法律に基づく措置では出でこないのであります。おかげで資料としては私はそのわりに要求しました、たとえば内廷費及び皇族費の関係の使用の状況、千円とか五千円とかいうことはいわないか、せめて一万円以上の分だけでも資料を出してもらいたいという要求に対しては、これは從来国会に出している予算書の場合の細部以外に出せないということで、そういう格好ではこれ以上ちょっと審議が進まぬと思います。

出されるように仄聞いたしております。たが、その理由は、これは上がつてから二年ばかりたつてある。その間に國家公務員の給与のベース・アップが一ぺんあり、なお、近くまたベース・アップがある。そういうふうになつて、ベース・アップが二回ありますから、そういうことを勘案すると、内廷費の中に入件費もあるから、その部分についてはやはりベース・アップを考えなければいけない。その金額を考えなければいかぬから、二百万円。皇族費につきましては、それと、なお情勢を考えて、というは、物価の値上がりなんかを内廷費では考えていない。いろいろ節約の方針でやられるからそれを見て、といふのは、物価の値上がりではない、皇族さんのほうは無理だからその分も考えて、といふようなことでやっているわけで、その大綱の基準は、表現はちょっと今言つたとおりではないのですけれども、そういうふうな気持のことが書かれて出されてゐるはずだと思います。なお、議事録の関係は、議長に聞いてみます。

○千葉信君 前に法律案の提案理由の説明書についていえば、国家公務員

の給与の改定が二回あつたとか、最近

の経済情勢からいふと、この点も考

なければならぬという、その理由だけ

は末尾のほうについております。しか

し、やはり依然として実際に皇室経

会議でそういう判断をするに至つた論

議なり根拠というものが明らかになつ

ておりますので、この点ひとつどち

らか、私が前に要求した資料なり、な

いしは、それが実際に提出できないと

いう事情があるとすれば、皇室経済会

議事録なり、この際ぜひ出してもらいたい。特にこうすることを申し上

げるのは、前回の委員会で一委員か

ついて説明があり、その説明が終わる

と同時に、議長のほうからただいま

の報告のように変更したいとか、変更

しま

す。

○下村定君 皇室の内廷費、宫廷費の

会で明らかにされた。その報告によりますと、皇室経済会議の運営の状態と

いうものは、行政官から経費の状況

につけて説明があり、その説明が終わる

と同時に、議長のほうからただいま

の報告のように変更したいとか、変更

しま

す。

○下村定君 皇室の内廷費、宫廷費の

問題が国会で審議されるということは

私は当然と思います。ただ、これが数

字だけの検討では皇室に対する国民の

理解を十分にするという点では不十分

だと考

えます。

それに関連しまして、

往々、週刊誌とかそういう出版物にお

きまして、天皇御一家の御生活、それ

から内廷費、宫廷費の問題につきまし

てまことに無責任な記事を掲げてい

ます。そのため国民の間に忌まわしい

誤解を生ずることを私は非常に残念に

思ひます。私が申しますでもなく、天皇

陛下が国民に対して非常に深いおぼし

めしをお持ちになつております。ま

た、質素という点についてはこれまで

天皇陛下は御みずから皇室の財産に

関する記録書類をお見せになりまし

たと思う。だれでも知つておることでござりますが、マツカーサー元帥に対し

て成り立つてゐるのだと、その経

済の実態からいって、やはり国民が納

得できるものかどうかということにつ

いては、これは当然慎重に審議すべき

ものと思う。それがないという意味

などと、私はやはり国会ではその問題

をある程度掘り下げて慎重に検討をし

なればならぬと思う。そういう意味

からも、私は、皇室経済会議の最近の

状態はどうかといふことについて深い

関心を持つてその議事録の提出を要求

しているわけです。そういう点もひと

つ宮内庁のほうから皇室経済会議の議

長のほうに連絡をして、出すか出さな

いかは次回の委員会ではつきりしても

議の議事録なり、この際ぜひ出して

もらいたい。特にこうすることを申し上

して、どうするかということをきめ

らたい。

第一回

の議事録なり、この際ぜひ出して

もらいたい。特にこうすることを申し上

して、どうするかということをきめ

らたい。

第一回

の議事録なり、この際ぜひ出して

もらいたい。特にこうすることをきめ

らたい。

議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、大臣官房に統計調査部を新設することあります。

現在、運輸省においては、指定統計を始めとして各種の輸送統計は各局に分掌されおりますが、運輸に関する統計事務の強化と能率化のためには、統計調査機構を整備してこれらの事務を集約し、統一的な企画、集計、解析を行なうことが必要であると考えられますので、統計調査部を新設しようとしております。

改正の第二点は、最近における都市交通問題的重要性にかんがみ、運輸に関する基本的施策の一環としてこれが策を樹立実施する必要がありますので、現在鉄道監督局が所掌している都市交通に関する基本的な計画に関する事務を大臣官房に移すことあります。

改正の第三点は、運輸技術研究所を改組し、船舶技術研究所とすることであります。

運輸技術研究所は、昭和二十五年に発足いたしましたが、ここ十数年の実績にかんがみ、研究投資の効率化をはかるためこれを改組して船舶に関する研究に主力を注ぐことが適当と考えられますので、その名称も船舶技術研究所に変更することにいたしました。

改正の第四点は、船員教育審議会を改組し、海技審議会とすることあります。最近における技術革新の趨勢に伴う船舶の自動化と船舶運航技術の革新に

即応して、船内就労体制、船舶職員制度等の海技制度全般につき慎重に検討する必要がありますので、船員教育審

議会を海技審議会に改組し、従前から統計調査部を新設することといたします。

現在、運輸省においては、本件についても審議することといたします。

改正の第五点は、臨時鉄道法調査会を新設することとあります。鉄道に

関する基本法規は、明治・大正間に制定され、その後、時代の変遷に伴い、現状に即さない点多くなつてお

りますので、根本的な再検討が必要と考えられます。しかしながら、この問題については、広く関係方面の意見を

道に関する法制に関する重要事項を調査審議するため、調査会を設置することといたします。

改正の第六点は、捕獲審査委員会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうこととあります。

捕獲審査再審査会は、日本国との平和条約第十七条(1)項に規定する義務を

履行するため、昭和二十七年に運輸省の外局として設置されたものであります。

このほか、伊勢湾港湾建設部の業務量の増加に伴い次長を一人から二人に増加し、また、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員の定員を昭和三十八年度において、三百二十人を三百三十人に改めることとあります。

二百九十七人に改めることといたしました。

以上が、この法律案を推案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申しあげます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○國務大臣(中垣國男君) 法務省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中垣法務大臣。

○國務大臣(中垣國男君) ただいま議題となりました法務省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、法務省の職員の定員を改める等のため法務省設置法に所要の改正を行ない、第二に、昭和三十七年法律第五十四号法務省設置法の一部を改正する法律中法務省設置法別表十の改正規定の施行期日に関する規定に所要の改正を行なうとするものであります、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、法務省設置法の一部改正についてであります。その第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。法務省における定員を改めることとされるものであります。

第二点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

第三点は、法務省設置法の別表の整理であります。市町村の廢止分合等に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なうとするものであります。

第四点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

第五点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

第六点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

第七点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

第八点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであります。右の法律におきましては、川崎入国者收容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者收容所に改めることとされています。

新規増員であります。なお、これらの新規増員は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに御賛成いただきますようお願い申しあげます。

その第二は、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、和歌山県海草郡下津町、松山市、倉敷市及び鹿児島県大島郡和泊町に、それぞれ入国管理事務所の出張所を置こうとする点であります。下津港、松山港、水島港及び和泊港における出入国者の数が逐次増加して参りましたので、これらの港における出入国管理業務を一そく適切に行なう必要上、新たに右の二市二町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を置こうとするものであります。

その第三は、法務省設置法の別表の整理であります。市町村の廢止分合等に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なうとするものであります。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○國務大臣(田中角榮君) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

○國務大臣(田中角榮君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の説明を聴取いたします。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

八年三月三十日までに横浜市に入国者収容所を開設するため、鋭意努力を続けてきましたのであります。同日までに開設することができない状況となりましたので、右の改正規定を右の法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

以上が、法務省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申しあげます。

○委員長(村山道雄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○國務大臣(田中角榮君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、法務省の職員の定員を改めることとされるものであります。

第二に、法務省設置法の別表の整理であります。市町村の廢止分合等に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なうとするものであります。

第三に、法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。

この法律案は、大蔵省の附屬機関として關稅中央分析所を設けること、定員の規定を改正すること、金融機關資金審議会を引き続き存続させること等の諸点について所要の改正を行なうとするものでございます。



昭和三十八年二月二十八日印刷

昭和三十八年三月一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局